

2023 年度
日本万国博覧会記念基金
(EXPO'70 FUND)
助成事業募集要項

- ① **複数年度助成事業**
- ② **単年度助成事業**

公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会
KANSAI・OSAKA 21st Century Association

目 次

1.	助成の対象となる活動	1
2.	助成の対象となる事業の条件	2
3.	申請から助成金支払までのスケジュール	3
4.	2023年度の助成予定総額	5
5.	助成金の申請	5
6.	連続申請	6
7.	申請件数の制限	6
8.	重複申請の禁止	6
9.	助成の対象となる事業の実施期間	6
10.	助成金の支払	6
11.	助成の対象となる事業者	7
12.	助成の対象となる事業費等	7
13.	取得財産の管理期間	8
14.	申請事業の審査	8
15.	万博表示等	9
16.	助成金交付申請手続き	9
17.	広報活動への協力	10
18.	申請にあたって	10
19.	募集説明会	10
20.	採択基準	11
21.	その他	11

2023 年度助成事業募集要項

日本万国博覧会記念基金事業（以下「基金事業」という。）は、1970年に開催された日本万国博覧会（以下「1970年万博」という。）の収益金の一部を基金として管理し、その運用益を1970年万博の理念を継承し、国際相互理解の促進に資する活動を対象に、1971年から累計で国内外114カ国の約4,700件の事業に対して約194億円の助成金を交付してきました。

2023年度は、複数年度助成事業及び単年度助成事業総額8000万円の助成を予定しております。

1 事業の対象となる活動

1970年万博の理念を継承し「日本万国博開催の意図」(※)の趣旨に適った活動を対象とします。

国際相互理解の促進に資する活動

- ① **国際文化交流、国際親善に寄与する活動**
 - ・ 国際交流に寄与する活動
 - ・ 国際協力に寄与する活動
- ② **教育・学術に関する国際的な活動**
 - ・ 教育に関する国際的な活動
 - ・ 学術に関する国際的な活動（注）

注 学術関連の国際会議については、重要でありながら運営資金が不十分とされている次の分野を対象とします。

- ・ 自然科学の基礎的な研究に係る国際会議（主に理学分野を対象とし工学や医学分野は対象外）
- ・ 小規模のワークショップでも申請できます。
- ・ **学術関連の国際会議は、複数年度助成事業の申請はできません。**

以下の項目に該当する事業を優先的に採択します。

- ・ 2025年大阪・関西万博（以下「2025年万博」という。）の成功に貢献すべく、2025年万博に向け、1970年万博の理念を継承・発展させ、新たな時代の価値創造へとつなぐ活動
 - ・ SDGs 目標4「質の高い教育をみんなに」のターゲット4.1～4.7に該当する活動
- ※「日本万国博開催の意図」について、詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/>

（参考）「日本万国博開催の意図」抜粋
「…日本万国博が目指したものは、世界に様々な文明が多元的に共存することを、理解と寛容の精神によって認め、それらの多様性の調和の中にこそ進歩が望まれなければならないという「調和的発展」の精神であった。これは東洋思想の「和の心」を現代世界に呼び戻して東西を結ぶ新しい理念として発展させようとするものであった…」

※SDGs 目標4「質の高い教育をみんなに」について、詳しくは下記ホームページをご覧ください

<http://ungcjin.org/sdgs/goals/goal04.html>

2 助成の対象となる事業の条件

- (1) 1970年万博の理念を継承し、「日本万国博開催の意図」の趣旨に適った国際相互理解の促進に資する事業であること
- (2) 事業の計画及び方法が適切であり、かつ助成効果が期待できる事業であること
- (3) 助成の効果が特定の者のみに寄与すると認められない事業であること
- (4) 日本との関係が認められる事業であること
- (5) 第三者が実施する事業の資金提供者に事業者がなるとみなされない事業であること
- (6) 助成事業者が当該助成金により取得した財産を第三者に寄附するとみなされない事業であること
- (7) 事業者の経常運営とみなされない事業であること
- (8) 申請額が総事業予算の5%を超える事業であること
- (9) 単に調査研究を目的としたものとみなされない事業であること
- (10) 宗教活動又は政治活動を目的としたものであるとみなされない事業であること
- (11) 基金を設立するためのものであるとみなされない事業であること
- (12) 個人が実施する事業であるとみなされない事業であること

※不採択となる事例(抜粋)

複数年度助成事業、単年度助成事業共通

・国際性を伴わない事業

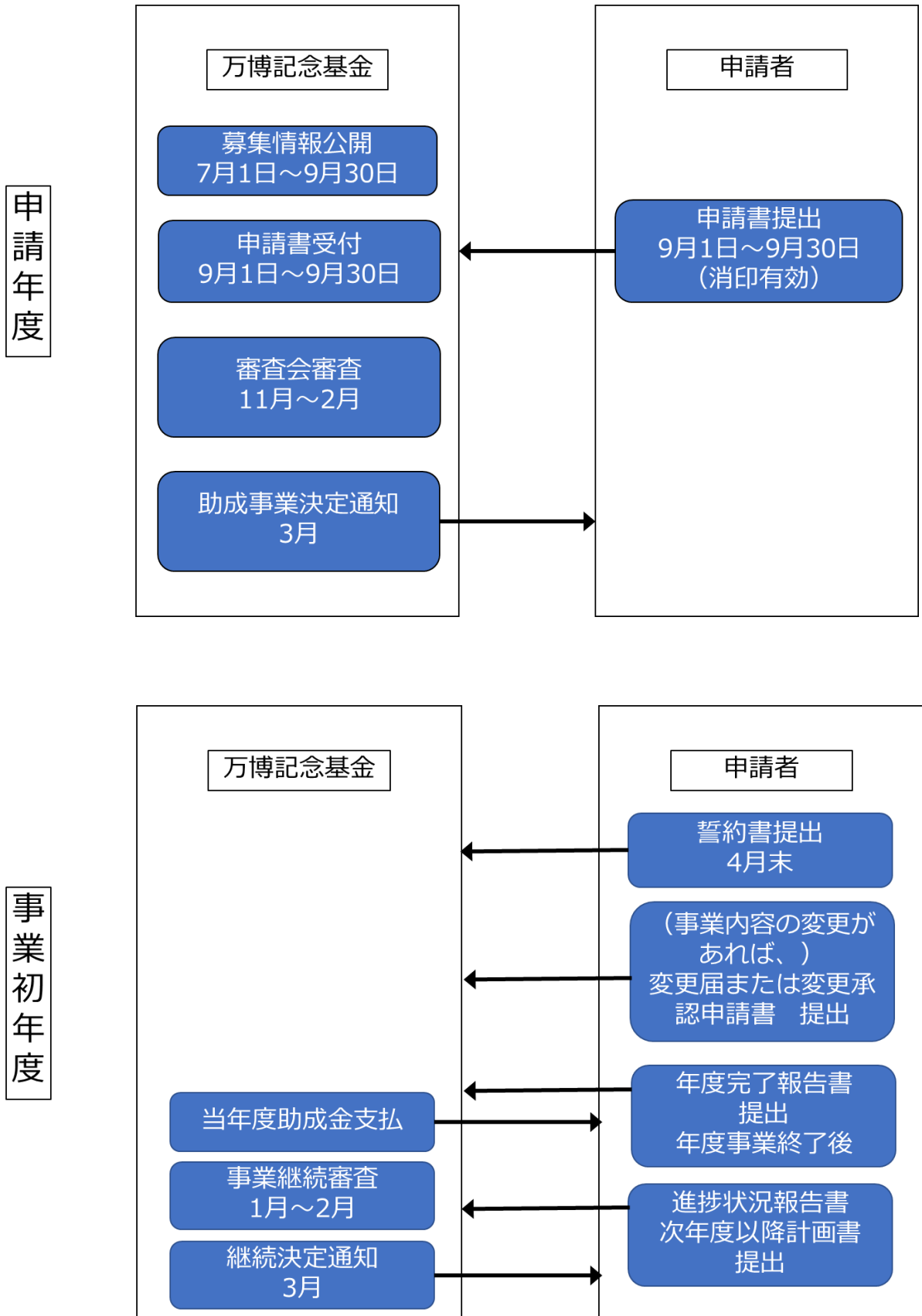
- ・ 予算書がない等、予算状況が不明な事業
- ・ 助成金が無くても収支の均衡が取れている事業（採択されると利益が出る事業）
- ・ 参加費や入場料が収入に計上されておらず、実際には利益が出ると判断される事業
- ・ 実施期間が助成対象期間外の事業
- ・ 助成金を備品購入に充当する事業
- ・ 自然科学の基礎的な研究以外の国際会議
- ・ 助成金申請額が総事業費の5%以下の事業

単年度助成事業のみ

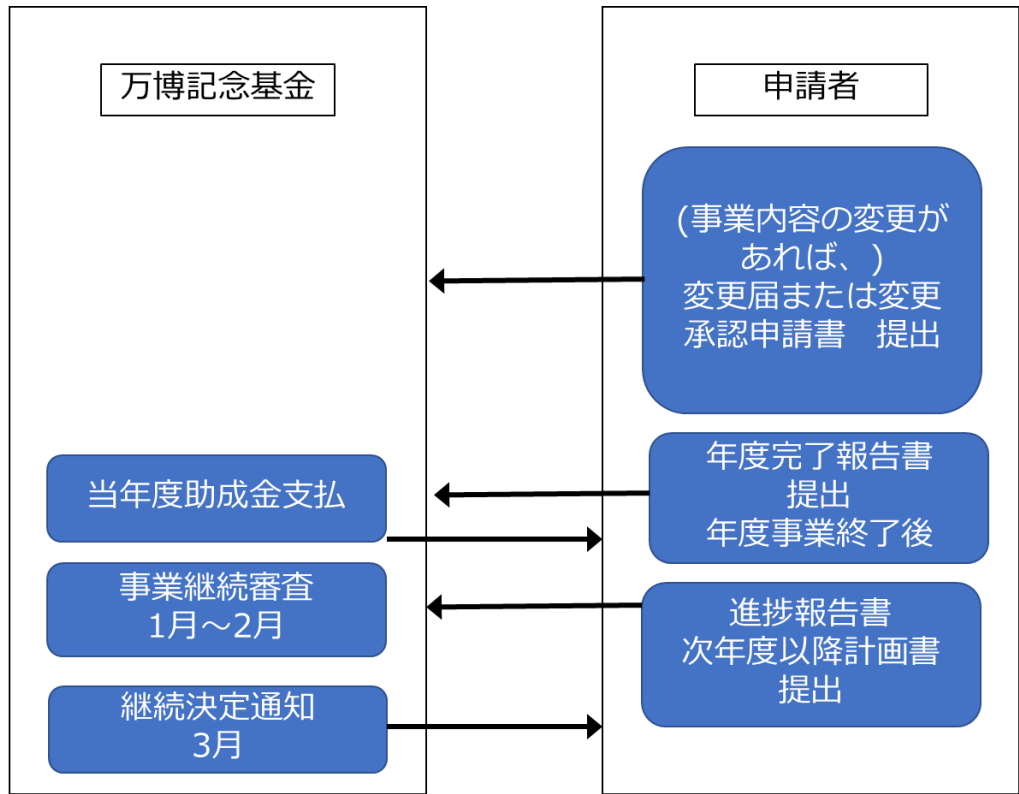
- ・ 施設の建設及び整備事業（複数年度助成事業では申請者が施設を所有・管理する場
合に限り申請できます）

3 申請から助成金支払までのスケジュール

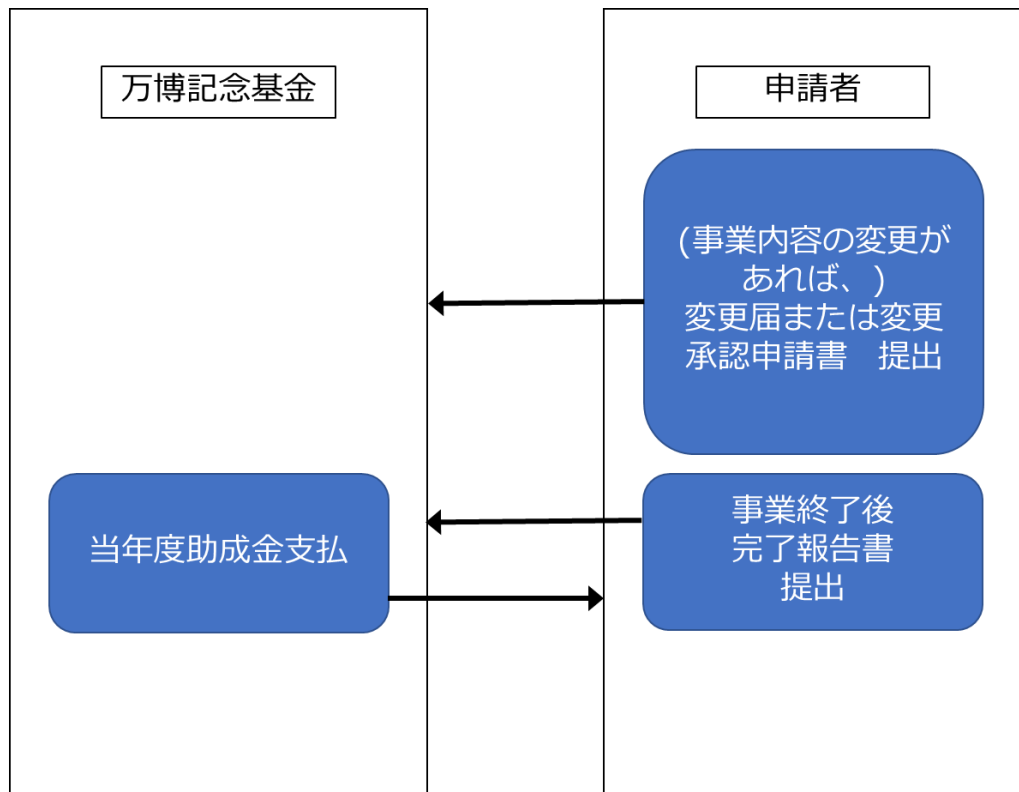
複数年度助成事業（3年間の場合）



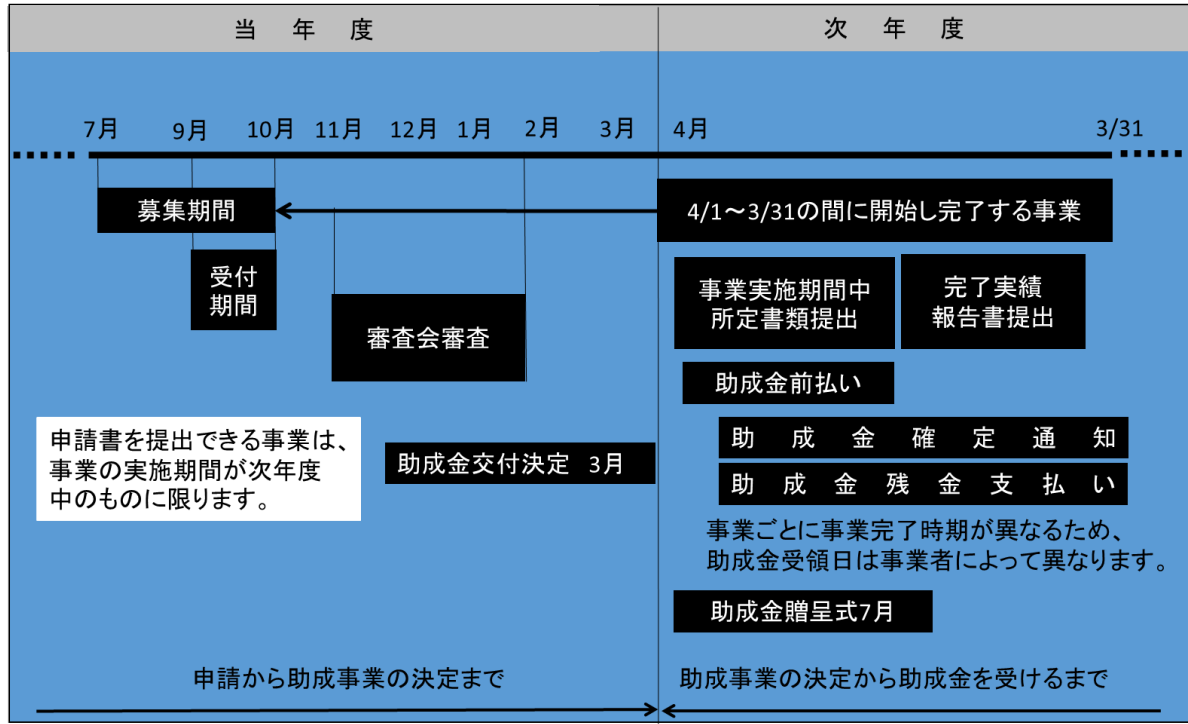
事業中間年度



事業最終年度



単年度助成事業



4 2023 年度の助成予定総額

8000 万円（複数年助成事業及び単年度助成事業の総額）

5 助成金の申請

（A）、（B）いずれかを選択して申請して下さい。（両方の申請はできません）

助成金の申請額は、助成対象事業費の合計に対し 3/4 以内の額で、一件当たりの申請額の上限は次の通りとします。

（A）複数年助成事業

複数年（最長 3 年間）総額 **2000 万円**（1 年間の上限額 **1000 万円**）

数件の採択を予定しています。（該当なしの場合もあります。）

（B）単年度助成事業 **300 万円** 数十件程度の採択を行います。

※予算表に基づき、助成金申請額を 10 万円単位で申請書に記載してください。

（複数年助成事業については、事業全体の助成金申請総額と 2023 年度の助成金申請額を 10 万円単位で記載してください。）

※各年度の決算により、助成対象事業費が減少した場合は、助成金は減額となる場合があります。

6 連続申請

単年度助成事業について、連続採択は2年を限度とします。2021年度2022年度と連続採択された事業者は、2023年度は申請できません。

ただし、助成を受けない期間が1年を超えると次年度から再び申請ができるようになります。

複数年度助成事業については、連続採択後でも申請できます。

2025年万博に向け、1970年万博の理念を継承・発展させ、新たな時代の価値創造へとつなぐ活動は、2025年度までは、連続採択の制限はなく、毎年申請できます。

7 申請件数の制限

同一年度で助成の対象になるのは、1事業者につき1件（1事業）に限ります。

※大学からの申請は、学部、研究室単位でできます。

8 重複申請の禁止

万博記念基金助成事業と、当協会のほかの助成事業（アーツサポート関西）は、重複して申請することができません。

9 助成の対象となる事業の実施期間

複数年度助成事業

2023年4月1日から2026年3月31日まで

単年度助成事業

2023年4月1日から2024年3月31日まで

10 助成金の支払

複数年度助成事業

- (1) 初年度、中間年度の助成金は、当該年度分を支払います。
- (2) 最終年度の助成金は、事業が終了し助成対象事業の支払いがすべて完了した後に支払います。
- (3) 各年度の助成金は、原則精算払となります。ただし、当協会が必要と認める場合は、各年度助成金交付決定額の1/2以内の前払を受けることができます。
- (4) 前払いを受けた助成金は、各年度の事業終了後の決算額等によって、前払金額が過払いとなった場合、当該過払い分について返還していただきます。

単年度助成事業

- (1) 助成金は、原則精算払となります。ただし、当協会が必要と認める場合は、助成金交付決定額の1/2以内の前払を受けることができます。
- (2) 前払いを受けた助成金は、事業終了後の決算額等によって、前払金額が過払いとなった場合、当該過払い分について返還していただきます。

11 助成の対象となる事業者

次の条件に適合する国及び地方公共団体を除く公益的な事業を実施する団体とします。

- (1) 事業を遂行するに足る能力を有する団体であること
 - ※**複数年度助成事業**については、申請事業に関連する活動実績を1年以上有する団体であること
- (2) 次の各号に適合しない団体であること
 - ① 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある団体
 - ② 法令違反または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った団体
 - ③ その他諸般の事情から助成金の交付決定が適切でないと協会が判断した団体

※個人及び営利法人の申請は対象外です。

※営利法人自体からの申請は受け付けませんので、ご注意ください。なお、営利法人であっても、事業のため実行委員会などを組織されて申請される場合は対象となります。

※実行委員会等の任意団体での申請は、2022年6月30日以前に組織した団体を対象とします。当該申請のために組織されたとみなされる団体は対象外とします。

※**国及び地方公共団体が実質的に実施しているとみなされる事業は、原則として助成対象外となります。ただし、国や地方公共団体から主催や共催の名義使用が条件の助成金を受けるのみの事業等は、実質的に実施しているとみなしません。**

※**国際協力事業において、日本国外のみを実施地として現地団体（現地支部及び事務所等）が実際に事業を実施する場合は、現地団体から申請してください。日本の本部団体等からの申請はできません。ただし、日本からスタッフが渡航して実施する場合は、日本から申請できます。**

※**複数年度事業で施設を建設する事業の場合は、建設した施設を実際に所有・管理・運営する団体が申請してください。建設した施設を完成後に譲渡し、自らは所有・管理しない団体からの申請はできません。**

12 助成の対象となる事業費等

- (1) 対象となる事業費の範囲は、次の各号に該当する事業に直接必要な経費とします。
 - ① 対象となる事業の実施期間中に発生する経費

② 助成事業者と異なる者への支払又は給付をする経費

(2) 次の各号に該当する経費は対象外とします。

① 助成事業者の経常的な運営経費

② 事務局の人件費

③ 助成事業者の出演料、謝金

④ 飲食、観光、アトラクション費、交通費特別料金（航空運賃のファーストクラス及びビジネスクラス・新幹線グリーン車等）

⑤ 参加者等の同伴者の経費

ただし、身体障害者等の同伴者の費用は対象事業費とすることができます。

⑥ 事業者の構成団体への支払い（共催事業者、実行委員会の構成団体等）

⑦ 備品・消耗品費（当該事業のみに使用することが明らかなものは除く）

※事業によっては、交付決定時に対象事業費の費目を指定する場合があります。

13 取得財産の管理期間

助成対象事業費で取得した財産は、取得日から5年間管理しなければなりません。

14 申請事業の審査

申請された事業は、外部審査委員により構成された「日本万国博覧会記念基金事業審査会」で次の評価項目に基づき審査を行います。

1 申請事業の理念、目的
○申請事業の理念、目的が明確であるか
○万博理念と適合しているか
「日本万国博開催の意図」の趣旨に適合しているか（理解と寛容の精神、多様性、調和的発展の精神を世界のために普及・促進させる事業であるか）
2 申請事業の発展性、社会への波及効果
○申請事業の今後の発展が見込まれるか
○社会への波及効果があるか
○該当する優先採択テーマにどのように貢献できるか（優先採択テーマに該当の場合）
3 万博基金助成の必要性
○予算書の収支や助成金の使途等、助成金が必要かどうか
○国及び地方公共団体からの公的資金との関与が少ない事業であるか
4 事業実施計画の具体性・確実性
○実施計画が具体的であるか
○事業者は確実に実施する能力があるか
○新型コロナウイルス感染拡大防止策は十分にとられているか
○新型コロナウイルス感染拡大の影響に左右されずに実施できるか、代替事業を準備しているか

15 万博表示等

次の①～③について、当協会から助成金を得た表示（以下「万博表示」という。）を行わなければなりません。正当な理由なく万博表示が行われなかった場合は、助成金が減額又は支払われない場合があります。

- ① 助成事業のために作成した広報物（ポスター、プログラム、チラシ等）や、成果物（報告書、図書、映像フィルム、DVD、CD-ROM等）
- ② ホームページ
- ③ 助成事業の案内表示（看板等）

上記①～③の表示を行った成果物については、当協会に提出してください。ただし、提出が不可能な場合は、内容が確認できる写真等を提出してください。

【表示例】



16 助成金交付申請手続き

(1) 書式サイズ

申請書及び添付書類はA4サイズに整えてください。

審査資料としてコピーしますので、ホッチキス止めや冊子での送付はしないでください。

(2) 助成金交付申請書等の提出部数

助成金交付申請書及びその添付書類を紙で1部

事業の詳細がわかる事業計画書・企画書等を紙で1部（複数年度助成事業のみ）

(3) 申請書受付期間

2022年9月1日（木）～2022年9月30日（金）（当日消印有効）

（注）受付期間終了後は理由の如何を問わず受理しません。

(4) 提出及び照会先

〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル29階

公益財団法人 関西・大阪21世紀協会 万博記念基金事業部

Tel 06-7507-2003 e-mail jec-fund@osaka21.or.jp

(5) 提出方法

書留郵便で提出してください。

なお、宅配便等の発送日が確認できる方法でも結構です。

ただし、当協会へ持参による提出はご遠慮願います。

(6) ヒアリング

原則として書面で審査しますが、必要に応じ事業内容その他についてヒアリングを行うことがあります。

(7) 採否の通知

採否等の結果につきましては、申請者全員に文書で通知します。(2023年3月頃)

17 広報活動への協力

採択された事業者は、2023年夏に実施予定の助成金贈呈式への出席をお願いします。
また、基金事業に係る記者発表や報告会等の広報活動に可能な限りご協力をお願いします。

18 申請にあたって

- (1) 助成金の交付申請にあたっては、この冊子をご覧ください、必要書類及び記載事項の漏れがないようお願いいたします。必要な書類が添付されていない場合は、助成の対象外になりますので、ご注意ください。
- (2) 申請用紙類は当協会ホームページでダウンロードして、そのままご利用ください。他のソフト等により別途作成する場合は、所定の様式(書式)に整えてください。
(<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/>)
- (3) 当協会は、事業内容への関与や債務保証等は一切いたしません。
- (4) 今後、連絡は主担当者あてに行います。長期に連絡が取れなくなる場合はご連絡ください。
- (5) 申請書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。提出後の書類の補正、差替えは受け付けません。

19 募集説明会

募集要項の内容や審査のポイント等について、ご理解を深めていただくため、募集説明会を開催いたします。

大阪会場

日時：2022年7月27日(水) 15:30~17:00

場所：大阪工業大学 梅田キャンパス OIT 梅田タワー 常翔ホール

東京会場

日時：2022年8月25日(木) 14:00~16:00

場所：アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 501号室

仙台会場

日時：2022年8月26日（金） 10:00～12:00

場所：TKP 仙台西口ビジネスセンター カンファレンスルーム 2A

7月上旬よりホームページに参加申込書を掲載しますので、必要事項を記載して FAX もしくは E-mail で申してください。<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/>

（申込締切：大阪会場 **7月22日（金）**まで 東京・仙台会場 **8月22日（月）**まで）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、次のとおり対応します。

- ・参加人数は、大阪・東京会場で100名（先着）まで、仙台会場で48名（先着）とします。申込状況によっては、早期に受付を終了する場合があります。
- ・会場では、必ずマスク着用、検温や手指消毒等にご協力をお願い致します。
- ・感染拡大の影響等によっては、説明会の参加をご遠慮いただき、オンライン配信に変更させていただく場合があります。

20 採択基準

この募集要項は日本万国博覧会記念基金事業助成事業運営規程第7条に定める採択基準を基に作成しています。

採択基準は、当協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

(<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/information/data/adoption-criteria.pdf>)

21 その他

(1) 助成事業に関する情報の公開

採択することとなった事業については、当協会ホームページにおいて、事業者の名称、事業の名称及び概要、助成額を掲載します。

前年度助成一覧は、当協会ホームページをご覧ください。

(http://www.osaka21.or.jp/jecfund/about/data/kettei_2022.pdf)

(2) 個人情報保護

当協会は、助成事業者から提出された個人情報を、当協会の日本万国博覧会記念基金事業助成金交付規程及びその他助成金交付に必要な諸規程に定める手続きのほか、本募集要項に記載する手続きで使用するものとし、助成事業者の承諾なく当該目的以外への使用や情報の漏えいがないよう適正に保護・管理します。



公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会 万博記念基金事業部

〒530-6691 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 29 階

TEL 06-7507-2003

FAX 06-7507-5945

E-mail jec-fund@osaka21.or.jp

URL <http://www.osaka21.or.jp>